

令和6年6月21日

鶴岡市総務部職員課

### 職員の処分について

本日、下記のとおり職員の処分を行いましたので、お知らせします。

#### 記

##### 1. 事案の概要

当該職員は、令和6年4月16日（火）及び令和6年5月22日（水）の2回に渡り、正当な理由なく、鶴岡市役所の女性用トイレ内に侵入したことにより、令和6年6月6日（木）に逮捕された。

令和6年6月20日（木）に略式起訴され、同日付で鶴岡簡易裁判所から20万円の罰金を科する略式命令を受けた。

また、本市では、女性職員へのつきまといや性的目的であったと確認している。なお、当該職員は退職を願い出ており、本市は退職を承認している。

##### 2. 処分の内容

市民部 主事（20歳代） 停職5月

##### 3. 処分の年月日

令和6年6月21日（金）

問い合わせ先

総務部職員課 主幹 阿部 美和 TEL0235-25-2111 内線 358

総務部広報官 総務課長 白幡 有